

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社 **ライフフーズ**

代表取締役社長 大 平 毅

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月27日（木曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 S Rビル江坂5階
J E C日本研修センター 5 A-2会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第35期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.meshiya.co.jp/ir/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、経済活動が抑制され個人消費は大きく落ち込みました。日本政府による特別定額給付金やGoToキャンペーンなどの支援策により景気は緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、国内の感染拡大への懸念が再び強まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

在宅勤務の浸透やインバウンド需要の消失で外食需要が低迷しており、店舗においてはソーシャルディスタンス（社会的距離）による客席数の減少や、営業時間の短縮、休業を余儀なくされるなど厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社は、売上高が急激に減少する中、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため社内ルールの周知徹底に努めながら従業員の労働時間の短縮、役員報酬の減額、雇用調整助成金の活用、設備投資抑制による資産の圧縮、人件費や家賃等の販管費の圧縮、金融機関からの資金の調達など事業活動継続のための施策を実施してまいりました。店舗では混雑回避や飛沫防止対策の実施、従業員の健康管理とお客様の安心・安全の確保に努めました。また、全業態で宅配サービスの導入を進め、宅配ポータルサイト「出前館」及び「Uber Eats」との連携により新たな売上の獲得に注力し、各種惣菜や手作り弁当のテイクアウトも開始いたしました。一方で、コロナ禍において業績の回復が見込めない不採算店舗については撤退を進め、出店戦略の見直しを行ってきました。

当事業年度の店舗展開につきましては、新規出店が2店舗、閉店が12店舗となった結果、期末店舗数は117店舗となりました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著になった2020年2月以降、来店客数が減少したことから、売上高は9,226,387千円（前年同期比30.2%減）、営業損失は1,215,793千円（前年同期は営業利益89,345千円）、経常損失は1,166,698千円（前年同期は経常利益139,581千円）、当期純損失は1,693,489千円（前年同期は当期純利益7,831千円）となりました。

業態別の売上状況

(単位：千円)

業 態 \ 期	第34期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで		第35期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
		%		%
ザ め し や	5,436,454	41.0	3,730,177	40.4
街 か ど 屋 (ザ め し や 24)	5,004,439	37.8	3,512,305	38.1
讃 岐 製 麵	1,387,983	10.5	970,555	10.5
め し や 食 堂	1,214,133	9.2	843,688	9.1
そ の 他	184,336	1.4	169,660	1.8
合 計	13,227,348	100.0	9,226,387	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

長期運転資金として金融機関から27億円調達いたしました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました新規出店及び改装店舗等に対する設備投資の総額は303,890千円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回 次	第32期	第33期	第34期	第35期
決 算 年 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月
売 上 高 (千円)	12,901,692	13,176,485	13,227,348	9,226,387
経常利益又は経常損失(△) (千円)	252,515	220,299	139,581	△1,166,698
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	88,682	71,501	7,831	△1,693,489
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	28.99	23.36	2.56	△553.08
総 資 産 額 (千円)	6,581,700	6,492,168	7,124,863	6,928,932
純 資 産 額 (千円)	4,077,837	4,117,674	4,093,840	2,367,755

(注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(注)3. 当社が2012年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託（J－E S O P）」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(注)4. 2017年9月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。1株当たり当期純利益は、第32期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による世界的な感染拡大の影響により外食需要は低迷し、感染終息時期の目処は立たず極めて厳しい経営環境が続いております。このような状況において、衛生管理の徹底と既存業態の進歩・進化と新規業態の開発を考えております。当事業年度の新業態としては、寿司のテイクアウト専門店「寿司一番地」や唐揚げのテイクアウト専門店「味匠とりせん」を開店いたしました。その他、人材育成を課題と認識しており社員研修での教育及びやりがいのある企業風土作りに努め、組織力の活性化及び幅広い顧客層にこたえるバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題といたします。各業態「Q・S・C」（クオリティ・サービス・クレンリネス）レベルのさらなる向上と、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、既存店の改装や新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ザめしや」、「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋(ザめしや24)」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良）、中部地区（愛知、三重、岐阜）、中国地区（岡山）の2府7県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

本社	—	大阪府吹田市
サポートセンター	—	大阪府高槻市
大阪府	39店	大阪市東住吉区他
兵庫県	17店	兵庫県姫路市他
京都府	4店	京都市南区他
滋賀県	1店	滋賀県大津市
奈良県	3店	奈良県橿原市他
愛知県	47店	名古屋市中区他
三重県	3店	三重県津市他
岐阜県	2店	岐阜県大垣市他
岡山県	1店	岡山市北区

(8) 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	才	年
男	245	3	39.3	15.6
女	9	—	35.0	9.6
合計または平均	254	3	39.2	15.3

(注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、1,106名（8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	470,000 千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	363,337
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	320,358
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	183,340
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	173,336
株 式 会 社 伊 予 銀 行	170,003
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	170,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	169,994
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	169,400
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	90,000
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	84,970
株 式 会 社 南 都 銀 行	81,630

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,660,400株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | | 2,130名 |
| ④ 大株主（上位10位） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ライフスポーツ財団	600,000 株	18.41 %
清 久 商 事 株 式 会 社	524,800	16.10
清 水 三 夫	409,200	12.55
ライフフーズ従業員持株会	325,500	9.99
株式会社日本カストディ銀行 （信 託 E 口）	197,600	6.06
麒麟麦酒株式会社	100,000	3.07
ケイ低温フーズ株式会社	60,000	1.84
株 式 会 社 昭 和	60,000	1.84
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	40,000	1.23
株式会社神明ホールディングス	40,000	1.23
清 水 京 子	40,000	1.23
清 水 周 一	40,000	1.23

(注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。

(注)2. 自己株式については上位10位に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式（400,879株）を控除して計算しております。

(注)3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式197,600株は、2012年10月15日開催の取締役会にて導入した、「株式給付信託（J-E S O P）」に係る当社株式であります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 平 毅	執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長
取 締 役	菅 本 祥 宏	営業本部長兼営業本部商品部長兼FF事業部長
取 締 役	清 水 哲 二	
常 勤 監 査 役	新 家 祥 孝	
監 査 役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング／代表取締役 税理士柴田会計事務所／所長
監 査 役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所／ 弁護士 神戸大学大学院法学研究科／客員教授

- (注)1. 監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注)2. 監査役 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)3. 監査役 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
- (注)4. 当社は、監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注)5. 常務取締役 松本邦泰氏は、2020年10月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任いたしました。退任時の地位・担当は執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長であります。
- (注)6. 当事業年度中に取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位・担当及び重要な兼職の状況		
大 平 毅	変更前	変更後	異動年月日
	代表取締役社長 兼執行役員	代表取締役社長兼執行役員 管理本部長兼開発建設部長 兼業態開発部長	2020年10月28日付

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	4名	31,164千円	株主総会決議(1997年2月24日)による報酬限度額年額300,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,101千円 (2,400千円)	株主総会決議(1997年2月24日)による報酬限度額年額50,000千円以内
計	7名	41,265千円	

(注)1. 上記には、2020年10月28日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、退任した取締役1名に対する報酬等の額が含まれております。

(注)2. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役4名に対し3,106千円、監査役1名に対し755千円（社外監査役2名に対しては計上しておりません。）の合計3,862千円を費用処理しております。

(注)3. 上記のほか、2020年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 24,192千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容
監査役	柴田 昇	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング 税理士柴田会計事務所	代表取締役 所長
監査役	長澤 哲也	弁護士法人大江橋法律事務所 神戸大学大学院法学研究科	弁護士 客員教授

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	柴田 昇	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
監査役	長澤 哲也	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち5回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社はこれまで、当社の会社規模等を踏まえ、現行の体制が最も機動的かつ効率的な経営を行える体制と判断しておりましたので、社外取締役選任による取締役の員数増はこのような機動性かつ効率性の阻害要因となりかねないこと等から当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんでした。

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である社外取締役を2名選任する議案を2021年5月27日開催予定の第35期定時株主総会に上程いたします。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年5月28日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,200千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,200千円

(注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任または不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
- ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
- ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
- ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
 - ③ 内部規定において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。
7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査役に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利な取り扱いの禁止を明記しております。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
 - ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし改善を進め、定期的に取り締役及び監査役に報告するとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会ではコンプライアンス体制の運用強化と問題の解決に努めております。

また、コンプライアンスに対する意識向上を図るため当社は「行動基準」を定め社内グループウェアで公開するとともに役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。内部通報制度として当社人総部及び社外監査役を窓口とするコンプライアンス相談窓口を設けており、内部監査室は内部監査計画に基づいた内部監査を実施しリスク情報の早期発見と対応に努めております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,509,723	流 動 負 債	1,894,263
現 金 及 び 預 金	4,019,490	買 掛 金	468,305
売 掛 金	42,347	1年内返済予定長期借入金	568,582
商 品	194	未 払 金	419,479
原材料及び貯蔵品	51,893	未 払 費 用	353,129
前 払 費 用	161,253	未 払 法 人 税 等	19,388
未 収 入 金	95,299	前 受 収 益	27,961
そ の 他	139,244	預 り 金	37,416
固 定 資 産	2,419,209	固 定 負 債	2,666,914
有形固定資産	834,798	長 期 借 入 金	1,881,373
建 物	733,953	長 期 未 払 金	138,066
構 築 物	29,294	退 職 給 付 引 当 金	571,083
機 械 及 び 装 置	892	役員退職慰労引当金	30,518
工具、器具及び備品	53,281	長 期 預 り 保 証 金	45,555
土 地	228	そ の 他	317
建 設 仮 勘 定	17,147		
無形固定資産	84,884	負 債 合 計	4,561,177
ソ フ ト ウ ェ ア	48,602	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	25,563	株 主 資 本	2,367,755
そ の 他	10,718	資 本 金	100,000
投資その他の資産	1,499,526	資 本 剰 余 金	3,276,053
投資有価証券	200,000	資 本 準 備 金	1,537,526
出 資 金	6,173	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,738,526
長 期 貸 付 金	61,512	利 益 剰 余 金	△854,004
破 産 更 生 債 権 等	510	利 益 準 備 金	12,000
長 期 前 払 費 用	27,795	そ の 他 利 益 剰 余 金	△866,004
差 入 保 証 金	815,687	別 途 積 立 金	146,000
繰 延 税 金 資 産	388,357	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,012,004
貸 倒 引 当 金	△510	自 己 株 式	△154,293
資 産 合 計	6,928,932	純 資 産 合 計	2,367,755
		負 債 純 資 産 合 計	6,928,932

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,226,387
売上原価	3,007,633
売上総利益	6,218,753
販売費及び一般管理費	7,434,547
営業損失	1,215,793
営業外収益	
受取利息	3,376
有価証券利息	1,576
受取家賃	95,037
その他の	50,331
営業外費用	
支払利息	9,126
貸入原価	88,322
その他の	3,777
経常損失	1,166,698
特別利益	
固定資産売却益	6,363
受取補償金	2,000
助成金収入	70,731
特別損失	
固定資産除却損	40,921
減損損失	424,236
店舗閉鎖損失	30,937
店舗臨時休業等による損失	79,911
その他の	11,750
税引前当期純損失	587,757
法人税、住民税及び事業税	1,675,360
法人税等調整額	39,206
当期純損失	△21,077
	18,129
	1,693,489

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,838,526	1,537,526	—	1,537,526
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
減 資	△1,738,526		1,738,526	1,738,526
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
事業年度中の変動額合計	△1,738,526	—	1,738,526	1,738,526
当 期 末 残 高	100,000	1,537,526	1,738,526	3,276,053

	株 主 資 本					株 主 資本合計
	利 益 剰 余 金			自己株式		
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合計	
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,000	146,000	714,081	872,081	△154,293	4,093,840
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
減 資						—
剰 余 金 の 配 当			△32,595	△32,595		△32,595
当 期 純 損 失			△1,693,489	△1,693,489		△1,693,489
事業年度中の変動額合計	—	—	△1,726,085	△1,726,085	—	△1,726,085
当 期 末 残 高	12,000	146,000	△1,012,004	△854,004	△154,293	2,367,755

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,093,840
事 業 年 度 中 の 変 動 額	
減 資	—
剰 余 金 の 配 当	△32,595
当 期 純 損 失	△1,693,489
事業年度中の変動額合計	△1,726,085
当 期 末 残 高	2,367,755

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 （最短） 6年～ （最長） 45年

工具、器具及び備品 （最短） 2年～ （最長） 20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

2 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、来店客数の減少や営業時間の短縮により売上は減少しております。2020年5月の緊急事態宣言解除後は一定の回復が見られたものの、2021年11月末からの営業時間短縮要請等により、再び、売上は低迷しております。

前事業年度末において、売上高の減少が半年間は続くことを想定しておりましたが、当事業年度の実績等を踏まえ、本格的な回復は2023年2月期以降となる旨、仮定の変更を行いました。

上述の仮定を置き、有形固定資産に関する減損損失の認識の要否の判断及び測定や繰延税金資産の回収可能性の判断に用いる将来の課税所得の見積りについて見直しを行いました。

なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が今後長期化した場合や深刻化した場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,627,605千円
----------------	-------------

4 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（424,236千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物354,343千円、構築物33,251千円、機械及び装置21,796千円、工具、器具及び備品14,845千円であります。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,660,400	—	—	3,660,400

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	598,479	—	—	598,479

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅロ）が保有する当社株式197,600株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	32,595	10.00	2020年2月29日	2020年5月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）制度に基づく株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅロ）に対する配当金を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	197,309千円
役員退職慰労引当金	10,544千円
減損損失	239,527千円
資産除去債務	19,588千円
未払法定福利費等	18,801千円
税務上の繰越欠損金	545,087千円
その他	20,504千円
繰延税金資産小計	1,051,362千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△496,665千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△153,188千円
評価性引当額小計	△649,853千円
繰延税金資産合計	401,509千円
繰延税金負債	
建設協力金	8,672千円
その他	4,479千円
繰延税金負債合計	13,151千円
繰延税金資産の純額	388,357千円

7 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金、金融資産等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格は変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、安全性の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握しております。

債権である未収入金、長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払金は原則として2か月以内の支払期日となっており、財経部が管理する体制をとっております。

長期借入金（原則として7年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

長期預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、財経部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等は、合理的に算定された価額であります。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,019,490	4,019,490	—
(2)未収入金	95,299	95,299	—
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	199,764	△236
(4)長期貸付金 (*)	73,870	73,581	△289
(5)差入保証金	815,687	797,000	△18,686
資産計	5,204,347	5,185,135	△19,211
(1)買掛金	468,305	468,305	—
(2)未払金	321,719	321,719	—
(3)未払法人税等	19,388	19,388	—
(4)長期借入金 (*)	2,449,955	2,436,022	△13,933
(5)長期未払金 (*)	235,826	235,315	△511
(6)長期預り保証金	45,555	45,246	△308
負債計	3,540,750	3,525,996	△14,753

(*) 一年内回収予定長期貸付金（貸借対照表上は、流動資産「その他」に12,358千円が含まれております）、1年内返済予定長期借入金、1年内返済予定長期未払金（貸借対照表上は、流動負債「未払金」に97,760千円が含まれております）は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)長期貸付金、(5)差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて算定しております。

9 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	773円29銭
---------------	---------

(2) 1株当たり当期純損失	553円08銭
----------------	---------

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純損失」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行（信託Eロ）が所有する自己株式数197,600株を控除し算定しております。

12 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社ライフフーズ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 寺本 悟 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 西田 直樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの2020年3月1日から2021年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の本業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社ライフフーズ 監査役会

常勤監査役 新家 祥 孝 ㊞

社外監査役 柴 田 昇 ㊞

社外監査役 長 澤 哲 也 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少するその他資本剰余金の額
その他資本剰余金 854,004,128円
- (2) 増加する繰越利益剰余金の額
繰越利益剰余金 854,004,128円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第34条の新設等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
(機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 9 条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第11条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(基準日) 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ② <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(新 設)	(定時株主総会の基準日)
	第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。
第14条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決 議)	(決 議)
第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② (条文省略)	② (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
② 前項の場合は、株主又は代理人は総会毎に代理人権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	② 前項の場合は、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録)	(議事録)
第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行なう。	第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記録する。
第4章 取締役及び取締役会 (員 数)	第4章 取締役及び取締役会 (員 数)
第19条 当会社の取締役は15名以内とする。	第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。
(新 設)	② 当会社の監査等委員である取締役は3名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選 任) 第20条 (新 設) <u>当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u> ② (条文省略)	(選 任) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ (現行どおり)
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。 (新 設) ② <u>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設)	(任 期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略) ② 取締役は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第24条 (条文省略) ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対し発するものとする。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ (条文省略)	(取締役会) 第24条 (現行どおり) ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ (現行どおり)
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。	(削 除) (削 除)
(選 任) 第29条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(任 期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了すべき時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会)</u> <u>第32条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対し発するも のとする。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事 項については、監査等委員会の定める監 査等委員会規程による。
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができ る。
第 6 章 会計監査人 第35条～第36条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人 第31条～第32条 (現行どおり)
第 7 章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎月 3 月 1 日か ら翌年 2 月末迄の年 1 期とする。	第 7 章 計 算 (事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日か ら翌年 2 月末日迄の年 1 期とする。
(剰余金の配当) 第38条 当会社の剰余金の配当は、毎事業年度 末日の株主名簿に記載又は記録された株 主若しくは登録株式質権者に対し支払 う。	(削 除)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第 1 項各号に定める事項について は、法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(自己株式の取得)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 ③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当金)</u> 第40条 当社は、取締役の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規程による金銭（以下中間配当）を支払うことができる。	(削 除)
<u>(剰余金の配当等の除斥期間)</u> 第41条 剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。	<u>(配当金の除斥期間)</u> 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。
(新 設) (新 設)	附 則 <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第35期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	おおひら つよし 大平 毅 (1957年3月6日)	1989年12月 イナカフーズ入社 1990年6月 イナカフーズ退社 1990年7月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1999年3月 営業第二事業部長 2000年3月 執行役員営業第一事業部長 2001年6月 執行役員人総部長 2002年4月 常務執行役員営業推進本部長 2002年5月 常務取締役兼執行役員営業推進本部長 2003年12月 常務取締役兼執行役員営業本部長 2005年7月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼FF事業部長 2009年4月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼FF事業部長兼商品部長 2013年5月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長兼FF事業部長 2018年5月 代表取締役社長兼執行役員兼FF事業部長 2019年9月 代表取締役社長兼執行役員 2020年10月 代表取締役社長兼執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長（現任）	14,200株
2	すがもと よしひろ 菅本 祥宏 (1969年8月21日)	1988年4月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 2000年3月 営業本部第三事業部ディストリクトマネージャー（課長） 2002年2月 営業推進本部特対事業部次長 2003年12月 営業本部商品部次長 2007年12月 営業本部店舗運営部次長 2009年4月 営業本部商品部次長 2015年4月 営業本部商品部長 2018年5月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長 2019年9月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長兼FF事業部長（現任）	2,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	しみず てつじ 清水 哲二 (1971年 8 月 25 日)	2000年 1 月 株式会社ライフビューティー入社 営業部部長代理 2002年 9 月 同社代表取締役社長（現任） 2006年 7 月 株式会社ライフビューティープロダクツ 代表取締役社長（現任） 2018年 5 月 当社取締役（現任）	20,000株

(注)1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)2. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、取締役がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(注)3. 当社は、非業務執行取締役である清水哲二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額といたします。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	さらいえ よしたか 新家 祥孝 (1963年11月9日)	1989年2月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1995年2月 店舗運営部ディストリクトマネージャー(課長) 1997年12月 営業本部営業推進室課長 2000年3月 営業本部第二事業部長 2001年6月 営業本部店舗運営企画室長 2002年2月 営業推進本部FF事業部長 2003年12月 営業本部商品部長 2009年4月 総務本部人総部長 2018年3月 管理本部部長 2018年5月 常勤監査役(現任)	5,800株
2	しばた のぼる 柴田 昇 (1964年8月7日)	1988年9月 株式会社大阪真和ビジコン入社 1992年2月 同社取締役 1994年12月 株式会社柴田ビジネス・コンサルティング設立 代表取締役(現任) 税理士柴田会計事務所設立 所長(現任) 2001年5月 当社監査役 2005年8月 当社監査役(現任)	400株
3	ながさわ てつや 長澤 哲也 (1970年4月17日)	1996年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)・大江橋法律事務所入所 2001年9月 モルガン・ルイス&パッキアス法律事務所ワシントンオフィス勤務 2002年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所復帰 2004年4月 同法人社員(現任) 2005年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2006年7月 当社監査役(現任) 2013年4月 京都大学大学院法学研究科客員教授 2016年4月 神戸大学大学院法学研究科客員教授(現任)	一株

(注)1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)2. 候補者柴田昇氏及び長澤哲也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

(注)3. 柴田昇氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割については、同氏は税理士としての税務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注)4. 長澤哲也氏は監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割については、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、その専門的見地により当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- (注)5. 当社は、柴田昇氏及び長澤哲也氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (注)6. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、取締役がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- (注)7. 当社は、柴田昇氏及び長澤哲也氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」及び両氏の選任が原案どおり承認された場合には、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1997年2月24日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（内、社外取締役0名）となります。

また、本議案に係る報酬等の額は、他社水準及び当社の業績等を総合的に勘案した結果、相当なものであると判断しております。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会の終結の時をもって監査役を退任されます新家祥孝氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

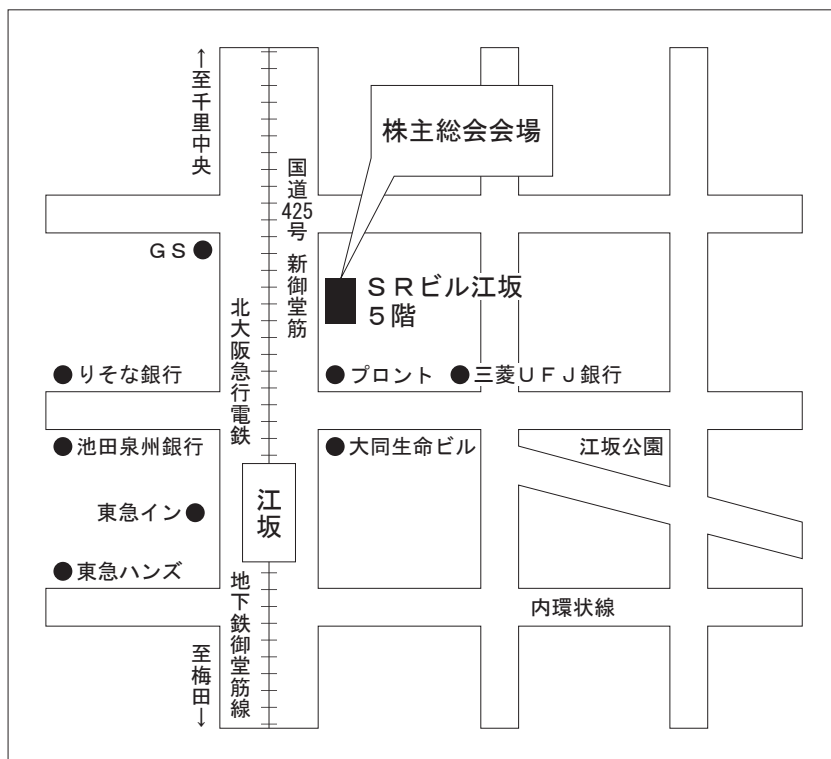
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さらいえ よしたか 新家 祥孝	2018年5月 常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 SRビル江坂5階
JEC日本研修センター 5A-2会議室
電話 06-6338-8331 (代表)
交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車1番出口徒歩5分



<新型コロナウイルス「COVID-19」に関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、新型コロナウイルス「COVID-19」の流行やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止策の一環として、出来るだけご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場される場合は、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防対策のご協力をお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で、体調不良がうかがわれる方には、株主総会へのご出席を控えるよう要請させていただくことがございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、本総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらの利用もご検討ください。

(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)